

浪速区小学生の学力向上支援事業 事業者募集要項（公募型プロポーザル方式）
--

浪速区役所では、浪速区小学生の学力向上支援事業について、公募型プロポーザル方式により事業者を募集する。

1 案件名称

浪速区小学生の学力向上支援事業

2 事業内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

- ・ 本事業は、浪速区内の小学5、6年生を対象に、放課後の学習時間を確保し、少人数制により個々の児童の習熟度に応じた個別学習指導（以下、「以下、少人数制個別学習指導」）を行うことで、学習習慣の形成、基礎学力の向上に資することを目的とする。
- ・ 目的の達成に向けて、民間事業者の持つノウハウや幅広い知識と経験、専門性を活用するため、広く企画提案を募集する。

(2) 基本条件、事業の実施方針

- ・ 各学年、各児童の習熟度に合わせて教材作りや課外学習内容とし、子どもの習熟に応じた学力向上及び学習習慣の形成に資する実施内容とする。
なお、受講者全員に対する、いわゆる集団授業型による指導ではなく、少人数制個別指導とすること。
- ・ 実施にあたっては、「大阪市習い事・塾代助成事業」で交付されているバウチャー（塾代助成カード）でも受講可能とすることにより、受講者の塾代負担の軽減を図るものとする。
- ・ 事業者は、本市から無償で実施場所等の提供を受けることから、開設及び運営経費を抑えることができるため、そのコストダウン分を必ず受講者に還元できるよう、受講料月額10,000円（税込）の範囲内で可能な限りの内容を構築し実施すること。

(3) 事業の内容等

「事業方針」のとおり

(4) 事業の範囲

ア 事業実施期間

協定締結日から令和8年3月31日

イ 課外学習会開校期間

令和7年5月から令和8年3月31日

ウ 実施場所等

（ア）大阪市立難波元町小学校（大阪市浪速区元町1-5-30）

- ・図書室（２階）
- ・使用料は免除とする。（ただし、光熱費を除く）
- (イ) 浪速区民センター
 - ・３階会議室（ただし、区民センターの使用状況により変更になる場合あり。）
 - ・使用料及び光熱費は免除とする。

３ 事業実施条件等について

(1) 事業実施日及び時間

ア 大阪市立難波元町小学校

- ・実施日については、学校と調整の上、年間80日程度とする。
- ・使用可能時間は、午後3時30分から午後5時00分（片付け時間を含む）までとする。

イ 浪速区民センター

- ・実施日は火曜日と木曜日とし、年間80日程度とすること。
- ・使用可能時間は、午後5時30分から午後7時00分までとする。

(2) 経費の負担

ア 事業実施にかかる人件費、消耗品費、教材費、光熱費、通信費、交通費、保険料等のすべての経費は事業者負担とする。

なお、事業物件にかかる障害も含めたリスクに対応する保険の加入については、必ず加入すること。

イ 光熱費は、本市が別途発行する納入通知書により、納入期限までに納入すること。

ウ 事業を遂行するために必要となる経費について、市は一切の費用を負担しない。

(3) 受講料の支払いについて

受講生から支払いを受けること。大阪市習い事・塾代助成事業のバウチャー（大阪市習い事・塾代カード）で支払いを受ける場合は、同事業の制度に基づき支払いを受けること。

(4) 事業実施上の制限

ア 事業実施場所の使用にあたっては、最善の注意をもって、事業実施場所・備品及び設備を維持保存しなければならない。

イ 事業者は、事業実施場所を指定する用途以外に使用してはならない。

ウ 事業者は、事業実施場所について、原状復帰ができない変更をしてはならない。

(5) 事業実施の取り消し又は変更

次の各号のいずれかに該当するときは、事業実施の取り消し又は変更をすることがある。

ア 本市にもいて事業実施場所を公用または、公共用のために必要とする場合。

イ 事業者が事業実施条件の各条項に違反したとき。

ウ 応募資格の詐称等その他不正な手段によってこの事業実施に至ったとき。

エ その他管理運営上において、本市が必要と認めた事項。

(6) 損害賠償

ア 事業者は、その責に帰する理由により事業実施物件の全部又は一部を滅失もしくは毀損したときは、当該滅失または毀損による事業実施物件の損害額に相当する金額を損害賠償として払わなければならない。

イ 前項に定める場合のほか、事業者は、本要項及び協定書の各項に定める義務を履行しないために損害を与えたときは、その損害額に沿うとする金額を賠償しなければならない。

(7) 実地調査等

本市は、事業実施物件について随時に実施調査を行い、その維持又は使用に関し指示することがある。

(8) 損害賠償請求権及び有益費等の請求権の放棄

ア 公共又は公共用に供する必要が生じ、実施を取り消した場合においては、事業者は当該取消によって生じた損失の補償を本市に請求しないものとする。

イ 事業者は、事業実施物件に投じた改良のための有益費並びに修繕費等の必要費及びその他の費用を請求しないものとする。

(9) 資料、報告書の提出

ア 収支状況に関する資料は、作成の都度速やかに提出すること。

イ その他、本市において必要がある場合、経営に関する資料を提出しなければならない。

(10) 事業の広報

ア 事業の広報については、本市は浪速区役所ホームページへの掲載、チラシの配布を行う。

イ 受講者募集にあたり、チラシの作成・印刷は事業者が行うこと。

なお、チラシのデザインや納品先、日程等については、事前に本市と協議の上、作成すること。

(11) 法令の遵守

事業実施にあたっては、大阪市個人情報保護条例の他、関係法令及び関係規定を遵守すること。

(12) その他の注意事項

ア 事業実施後、当該事業の履行期間中に事業者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置または大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置をうけたときは、事業実施の取り消しを行うことがある。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次の各号に掲げる条件のすべてを満たしていること。

- (1) 民間法人であって、国または地方公共団体ではないこと
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること
- (3) 参加申請時点において、本市入札参加有資格者名簿（令和 4 年度、5 年度、6 年度）に登載されていて、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置または大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと
- (5) 企画提案書の提出時において、「大阪市習い事・塾代助成事業」の参画事業者として登録されていること、又は登録することができる見込みであること。
- (6) 企画提案書の提出時において、「大阪市習い事・塾代助成事業」の参画事業者として登録されていないが、登録することができる見込みである場合は、「大阪市習い事・塾代助成事業参画事業者募集要項」の登録要件を満たし、「大阪市習い事・塾代助成事業実施要綱」及び「大阪市習い事・塾代助成事業参画事業者募集要項」に定める全ての項目に同意しこれを遵守すること。
- (7) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと

5 スケジュール

・質問受付締切	令和7年1月14日（火）正午
・質問回答	令和7年1月17日（金）午後1時30分
・プロポーザル参加申請期限	令和7年1月27日（月）正午
・参加資格決定通知（電子メール） ＜以下、参加資格を有する場合＞	令和7年1月31日（金）
・企画提案書の提出期限	令和7年2月10日（月）午後5時まで
・プレゼンテーション（参加必須）	令和7年3月3日（月）（別途通知）
・選定結果通知（電子メール）	令和7年3月5日（水）予定
・協定締結日	令和7年3月頃（予定）
・事業完了	令和8年3月31日（火）

6 応募手続き等に関する事項

公募型プロポーザルへの参加を希望する事業者は、申請期間内に次の書類を必ず申請場所まで持参すること。（**郵送・FAX・電子メールなど不可**）

受付にあたっては、いずれも土曜日・日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日には行わない。

なお、申請書類等については、浪速区ホームページよりダウンロードすること。

(1) 公募型プロポーザル参加申請書類の提出について

ア 提出書類

- ・（様式第1号）公募型プロポーザル参加申請書
- ・事業概要（会社案内など応募者の業務内容がわかるもの）

イ 参加申請書受付期間

公募開始から令和7年1月27日（月）正午まで

※区役所庁舎開庁時間：土、日、祝日を除く午前9時から午後5時30分まで

ウ 申請受付場所

大阪市浪速区役所市民協働課（教育・学習支援） 6階 61番窓口

エ 参加資格決定通知

すべての参加申請者に対し、令和7年1月31日（金）以降に電子メールにより通知する。

(2) 質問の受付について

ア 受付期間

公募開始から令和7年1月14日（火）正午まで

イ 提出方法

「（様式第2号）質問票」に質問事項等を記載し、下記「ウ 提出先」まで電子メールにより提出すること。電子メール送付時の件名は「浪速区小学生の学力向上支援事業質問票」とし、メール送付後、速やかに提出先に電話にて送達確認を行うこと。

ウ 提出先

電子メールアドレス tj0002@city.osaka.lg.jp

送達確認連絡先 06-6647-9743

エ 質問に対する回答

令和7年1月17日（金）に浪速区ホームページで公表する。

(3) 企画提案書の作成、提出について

ア 様式

A4版、20 ページ以内で、簡潔かつ分かりやすく作成し、提出すること。様式自由（下部にページ番号を記載のこと。）、「イ 企画提案書の内容」で指定する事項を必ず記載すること。

イ 企画提案書の内容

- ① 本事業（全般）に対する考え方（実施に向けた基本方針、めざすもの、ねらい等）について
- ② 提案のセールスポイントについて
提案内容全般について、提案者のつよみ（専門性・独創性など）や工夫点などセールスポイントについて簡潔に記載すること。
- ③ 学習指導の具体的な実施内容について
次の点について記載すること。
 - ・実施体制及び実施（指導）内容
…各教室の指導員の配置人数・配置体制、従事業務、人員確保策 等
 - ・各受講生の学習理解度及び学習状況等に応じた指導（ステップアップ枠（特に学習意欲を有する受講生がいる場合の特別枠）対象受講生への指導方法を含むこと）
 - ・参加した生徒が家庭環境等によらず自己肯定感や学習意欲を高められるような生徒一人ひとりに合った支援方法
 - ・使用する教材
- ④ 事業実施スケジュール
確実に事業（事務）を遂行するための年間（令和7年4月～令和8年3月）実施スケジュールについて記載すること。
- ⑤ 運営体制・危機管理体制・個人情報管理体制について
 - ・本事業全般及び仕様書に記載の履行内容を確実に実施するための人員体制、災害や事故等の緊急事態を想定した危機管理体制（連絡、対応など）、個人情報の適切な管理方法について記載すること。
- ⑥ 本事業における経費内訳書
実施経費（委託料）とその用途及び積算根拠などについての詳細を記載すること。
- ⑦ 過去3年間の類似業務、実績について
企画提案の裏付けとなる過去3年間の類似業務（他の地方公共団体や当区以外の本市他区における本事業と類似の業務）とその実績について記載すること。

ウ 提出書類

- ① 正本1部（記名・代表社印を押印したもの）
- ② 副本10部（複写可）

※提案事業者名の記載は正本1部のみとし、副本には記載しないこと。副本の記載事項の中で事業者名の表示がある場合、マスキングの処理を行い、提案事業者が推定できないよう処理すること。

エ 提出期限

令和 7 年 2 月 10 日（月）午後 5 時まで

オ 提出場所（送付不可）

浪速区役所市民協働課（教育・学習支援）6 階 61 番窓口まで持参すること。

区役所庁舎開庁時間：土、日、祝日を除く午前 9 時から午後 5 時 30 分まで

7 プレゼンテーション審査について

- (1) 開催日時 令和 7 年 3 月 3 日（月）※時間など詳細は別途通知する。
- (2) 開催場所 大阪市浪速区役所（大阪市浪速区敷津東 1 丁目 4 番 20 号） 予定
- (3) 出席人数 1 応募者あたり 2 名まで
- (4) 実施方法 企画提案書を使用し、口頭にてプレゼンテーションを行う。なお、一旦提出を完了した資料の追加や変更、また、タブレット端末や PC 等の機器を使用した説明も認めない。
- (5) 提案時間 1 応募者あたり 20 分以内（プレゼンテーション：10 分、質疑応答：10 分）とする

8 審査・選定について

審査基準、審査・選定方法は次のとおりとする。

(1) 審査基準

審査は、以下の視点に基づき実施する。

事業目的・ 内容の理解度	【10点】	浪速区の現状の課題（詳細については、浪速区ホームページ→区政・まちづくり→区の予算・方針を参照のこと）及び本事業の趣旨・目的をよく理解し、適確な考え方や姿勢が示されているか
企画力・ 実施内容	【15点】	参加者の学習意欲を高めるための工夫がみられるか
	【15点】	提案内容に事業者の持つ専門性や独創性があるか
	【20点】	学習習慣の形成に資する指導方法、実施手法について工夫がみられるか
	【10点】	児童の学習に対する、家庭の興味・関心を高められるような工夫がみられるか
運営・危機管理 体制等	【10点】	安全管理、危機管理及び個人情報の適切な管理のための体制が構築されており、それらが確実に実施できる計画、運営体制となっているか
費用の積算根拠 ・経費計画等	【10点】	提案内容を確実に実行できる経費計画、実施スケジュールが立てられており、その積算根拠は効率的かつ妥当であるか
類似業務の 実績等	【10点】	過去 3 年間の類似業務の実績から見て、確実に本業務を遂行できると見なせるものであるか

(2) 審査・選定方法

本企画提案の審査については、「浪速区における小・中学生を対象とした学力向上支援関係事業受注予定者選定会議」にて行い、その意見を受けて受注予定者を選定する。

選定委員は、審査基準に沿って企画提案書の審査を行う。

選定委員全委員の評価点の合計点が最も高い事業者を受注予定者として選定する。

審査の結果、選定委員全委員の評価点の合計点が最も高い事業者が複数いる場合は「企画力・実施内容」の合計得点が高い方とする。なお、これにもより難い場合は、くじ引きにより契約候補者を決定する。

また、一委員でも合計の評価点が 60 点に満たないもしくは 1 項目でも配点の 2 割以下の評価点である場合は、事業者は受注予定者として選定しない場合がある。

(3) 欠格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(4) 選定結果

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者にメールで通知し、また、浪速区ホームページに掲載する。

9 その他

(1) 実施内容

実施内容は仕様書及び企画提案書に基づき、発注者と受注予定者で協議のうえ決定する。

(2) 事業の検査・確認

発注者は、事業内容や経費、個人情報保護に関して、必要に応じて（場合により事業終了後も）事務所などに立ち入り検査やヒアリングを実施する場合がある。

(3) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成等、本プロポーザルに要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号）に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての企画提案書類は返却しない。
- エ 提出された企画提案書類は、審査・業者選定の用以外に参加者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号）に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の提出、書類の差し替えは認めない。

(4) 申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者または大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員または同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当すると判明した場合当該参加申請を無効とする。

10 担当・問い合わせ先

〒556-8501 大阪市浪速区敷津東 1 丁目 4 番 20 号

大阪市浪速区役所市民協働課（教育・学習支援）

担当：高橋

電話：06-6647-9743 FAX：06-6633-8270

Eメール：tj0002@city.osaka.lg.jp